平成２６年（フ）第２７０号
長崎県長崎市戸石町1310番地５
破産者　冨岡　篤了
１　決定年月日　平成27年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
北海道室蘭市本輪西町２丁目４番17号
破産者　姫野　幸男
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第３１９号
北海道旭川市旭町１条３丁目841番地の73
破産者　品田　輝文
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９０号
北海道旭川市東鷹栖７線10号5210番地の５
破産者　中村　幸治
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１号
北海道河東郡士幌町字士幌東３線219番地９
破産者　後藤　　昭
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
青森県十和田市大字三本木字西金崎371番地１
破産者　田中　光治
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第６５号
青森県三沢市南町１丁目31番地3542号　Ｆ50－Ａ、旧住所青森県三戸郡新郷村大字戸来字扇ノ沢８番地１
破産者　福田　陽子
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第７４号
青森県上北郡おいらせ町堀ノ内15番地
破産者　堀川　良子
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第１号
宮城県柴田郡大河原町字西桜町22番地11　コーポフレール102号、破産手続開始決定時の住所宮城県柴田郡村田町大字村田字反町12番地１
破産者　佐藤　　勝
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第５２号
宮城県石巻市大橋３丁目５番地６、前住所新潟県柏崎市西山町緑が丘１番地29
破産者　山本　晃裕
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第１７０号
群馬県太田市石橋町781番地　ラピスコートＢ－201号
破産者　渡辺　涼子
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第４８号
新潟県燕市小池4142番地30、破産手続開始決定時の住所新潟県三条市桜木町24番８号
破産者　橋本　和雄
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第８９号
石川県小松市松生町112番地、破産手続開始決定時の住所石川県小松市西軽海町４丁目257番地31
破産者　江口　孝一
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第２７９号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平1410番地１　コーポかまちⅡ202号
破産者　外間マリ子
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第７４４号
札幌市西区西野１条９丁目１番６号
破産者　白山　光雄
１　決定年月日　平成27年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４０９号
札幌市白石区平和通４丁目北５番５－705号
破産者　本間　博之
１　決定年月日　平成27年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６５号
札幌市中央区南23条西15丁目１番１－208号、開始決定時の住所北海道小樽市桂岡町29番33号
破産者　小林　和枝
１　決定年月日　平成27年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第６６号
北海道小樽市花園３丁目12番６号　ステイツ花園203号室
破産者　小林　義之
１　決定年月日　平成27年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部